

令和7年度から建築物に関するルールが変わります！

令和7年4月以降に建築行為を予定されている（工事に着手する）方は十分ご注意ください。

主な変更内容は以下のとおりです。

▷すべての新築で省エネ基準適合を義務化

- ①省エネ適合性判定手続きが必要
- ②仕様基準で評価する場合、省エネ適合性判定は不要

▷木造戸建住宅等の建築確認手続き等を見直し

- ①都市計画区域外で「建築確認」が必要な対象範囲を拡大
- ②「審査省略」の対象範囲を限定
- ③構造・省エネ関連の図書等の提出が必要

問い合わせ先

西北地域県民局建築指導課
Tel.34-2111（代表）
または依頼する建築士

都市計画道路の変更について

次のとおり都市計画道路の計画変更を縦覧します。

図書の縦覧場所…都市・交通課

問い合わせ先

都市・交通課 内線2633

不動産取得税の軽減制度

不動産取得税とは

家屋を新築・増改築したとき、土地や家屋を売買・贈与・交換などで取得したときに一度だけ課税される県の税金です。

軽減制度について

住宅用の土地を取得した日から3年以内に、その土地の上に床面積が50㎡以上240㎡以下の住宅（特例適用住宅）が新築された場合には、土地の取得に係る不動産取得税が軽減されます。

なお、この軽減制度を受けるためには申告が必要です。また、このほかにも不動産取得税の軽減制度がありますので、詳しくは、お問い合わせいただくか、県ホームページ（右QR）をご覧ください。



問い合わせ先

西北地域県民局県税課 課税課
Tel.34-2111 内線214

新規開業者向け研修会

農家民宿・民泊を開業し、観光客を受け入れてみませんか？開業に必要な関係法令や、実際に取り組んでいる方の体験談を紹介する研修会を開催します。

農業者以外の方も取り組むことができるので、興味のある方、人との交流が好きな方、どなたでもぜひご参加ください。

日時…2月14日(金) 13:15~15:00

場所…青森県武道館第二・第三会議室（弘前市豊田二丁目3）

申込み…電話または参加申込書（メール等）を提出

*参加申込書は右QRからダウンロードできます。



問い合わせ・申込先

青森県農林水産部構造政策課
Tel.017-734-9534 / メール nousei@pref.aomori.lg.jp

家畜飼養者の皆さんへ 令和7年度定期報告をしましょう

次の家畜の飼養者は忘れずに定期報告をしましょう。

報告対象

▷鶏（青森シャモロック、比内地鶏、烏骨鶏、軍鶏、チャボ、声良鶏、金八鶏など含む）、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう

▷鳥類以外（牛、馬、豚、山羊、めん羊、いのしし、鹿）

報告内容…令和7年2月1日時点の頭羽数

報告様式…農林政策課で配布するほか、つがる広域家畜保健衛生所ホームページにも掲載しています。

提出方法…3月3日(月)までに農林政策課まで郵送または持参してください。

問い合わせ先

▷農林政策課 内線2511
▷西北地域県民局地域農林水産部つがる広域家畜保健衛生所
Tel.42-2276

高齢者雇用安定法のポイント

定年65歳未満の事業主は、①65歳までの定年引き上げ、②定年制廃止、③65歳までの継続雇用制度導入のいずれかを講じる義務があります（経過措置による継続雇用制度は令和7年3月末で終了）。

さらに、①70歳までの定年引き上げ、②定年制廃止、③70歳までの継続雇用制度導入等のいずれかが努力義務です。

就業規則をご確認のうえ、必要に応じて就業規則の改定をお願いします。

*厚生労働省ホームページ（右QR）もご参照ください。



問い合わせ先

青森労働局職業対策課高齢者対策担当 Tel.017-721-2003
またはお近くのハローワーク

相

談

消費生活相談

契約、販売方法、商品・サービスなどに関する消費者トラブル、多重債務でお困りの方に対し専門スタッフが無料で相談に応じます。

▷悪質商法、契約・取引に関するトラブル相談

五所川原市消費生活センター
Tel.33-1626、Tel.26-5881

日時…月曜日～金曜日（祝日を除く）
9:00～16:00

場所…市役所2階商工観光課

▷くらしとお金の安心相談会（多重債務相談）

消費者信用生活協同組合
青森事務所 Tel.0120-102-143

日時…2月12日(水) 10:00～16:00

場所…市役所2階

相談室2C

*予約制。貸付制度あり。

